

## 大阪市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ & A (No. 1)

### その他

NO	質問	回答
1	平成29年4月から要支援者の介護予防訪問介護、介護予防通所介護が総合事業に移行するということが、平成29年4月以降は、介護予防訪問介護、介護予防通所介護はなくなるのか。	大阪市では、平成29年4月から要支援者の介護予防訪問介護、介護予防通所介護について、総合事業のサービスに全て移行し、呼び名が「訪問型サービス」、「通所型サービス」と変わります。 サービス内容は、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同等のサービスを実施するとともに、要支援者の状態やニーズにあった多様なサービスも実施します。
2	総合事業の実施にあたり、定款変更は必ず、事業開始である平成29年4月1日までに手続きを完了しなければならないのか。	定款は、法人が事業運営を行う上での基本規則であり、法人として事業実施するという意思決定を行ったことを示す根拠となるものです。 そのため、総合事業の実施に際して定款変更等の必要があれば、滞りなく手続きを行っていただきたいと考えています。
3	利用者へはいつごろ、どのような形で周知する予定か。	一般的な市民周知については、各区の広報紙や今後作成する周知ビラ等を利用して実施する予定です。 個々の利用者への周知については、既にサービス利用している方については、大きな変更なく引き続きサービス利用が可能であることから、個別に案内等を送付することは予定していません。
4	選択型通所サービスの報酬単価は1回当たり4,330円(404単位×10.72円)となっているが、利用者負担が1割負担の利用者は433円となるのか。	お見込みのとおり
5	選択型通所サービスの利用者負担については、サービス提供ごとに徴収するのか、それとも月単位で徴収するのか。	利用者負担の徴収方法について、月単位でまとめて徴収するのか、サービス提供の都度徴収するのかについては、事業所と利用者の契約内容に基づくものであると考えます。 ただし、サービス提供の都度徴収する場合には、月単位で計算した場合の利用者負担額との差額について、円単位の端数調整に注意が必要です。
6	みなし指定事業所が他市町村の住民にサービス提供を行う場合、どのような届出が必要となるのか。	市町村により対応が異なるため、それぞれの市町村にお問い合わせください。
7	既に認定を受けてサービス利用されている方については、認定更新時に認定更新申請と基本チェックリストの実施を選択できるということだが、具体的に基本チェックリストの実施で対応可能なケースと対応できないケースをお示しいただきたい。	基本チェックリストに該当した事業対象者は、介護予防型訪問サービスの利用対象とはしていません。 したがって、要支援認定を受けて介護予防型訪問サービスを利用している方が、認定更新時等に引き続き介護予防型訪問サービスの利用を希望される場合は、必ず要支援認定の更新申請を行っていただく必要があります。 しかし、介護予防型訪問サービスを利用している方が生活援助型訪問サービスに変更する場合や、生活援助型訪問サービスを利用している方が、引き続き生活援助型訪問サービスを利用する場合などは、基本チェックリストの実施を選択することが可能です。
8	基本チェックリストは地域包括支援センターと区役所でのみ実施するのか、それとも居宅介護支援事業所の介護支援専門員も実施できるのか。	基本チェックリストは、市町村の窓口又は地域包括支援センターにおいて、被保険者本人と面接しながら実施することとされており、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が実施することはできません。 なお、被保険者本人が来庁(来所)できない場合は、区役所の保健師や地域包括支援センターの職員が被保険者宅を訪問し、利用者とは面接しながら基本チェックリストを実施することとなります。

NO	質問	回答
9	<p>従業者の勤務時間について、休日勤務手当を保証することを前提に、週48時間（月～土1日8時間）の勤務を行うことは可能か。</p>	<p>労働基準法では「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない」と規定されていますので、詳細については、労働基準監督署等の関係部署にお問い合わせください。</p> <p>なお、第1号事業の実施には人員基準を満たしていることが必要であり、あらかじめ超過勤務や休日勤務を見込むことにより人員基準を満たすことは不適切です。</p>
10	<p>会計の区分について、介護予防型通所サービス、短時間通所サービス、介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービスは、サービスごとに会計を区分する必要があるか。</p>	<p>今般の訪問型サービス、通所型サービスの運営基準においては、従前の介護予防訪問介護や介護予防通所介護のような「会計の区分」を規定しておりません。</p> <p>したがって、介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービス、介護予防型通所サービス、短時間型通所サービスにおいては、サービスごとに会計を区分していただく必要はありません。</p> <p>ただし、通所介護や訪問介護における会計の区分の取り扱いは従前どおりです。</p>